

●香川県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、高松市選挙管理委員会から平成30年4月5日に指定の取消し及び施設の名称の変更を行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成30年4月20日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
高松市	略		高松市	略	
	<u>高松市生涯学習センタ</u>	略		<u>高松市生涯学習センタ</u>	略
	二			<u>一多目的ホール</u>	
	略			略	
	<u>高松市総合福祉会館</u>	略		<u>高松市総合福祉会館大</u>	略
				<u>会議室</u>	
	略			略	
	<u>高松市香南町池西農村</u>	略		<u>高松市香南町池西農村</u>	略
	<u>環境改善センター</u>			<u>環境改善センター多目</u>	
				<u>的ホール</u>	
	<u>高松市香南町由佐農村</u>	略		<u>高松市香南町由佐農村</u>	略
	<u>環境改善センター</u>			<u>環境改善センター多目</u>	
		<u>的ホール</u>			
略		略			
<u>香川県産業交流センタ</u>	略	<u>香川県産業交流センタ</u>	略		
<u>ー（サンメッセ香川）</u>		<u>ー（サンメッセ香川）</u>			
		<u>小展示場</u>			
		<u>香川県産業交流センタ</u>	高松市林町2217番地1		
		<u>ー（サンメッセ香川）</u>			
		<u>大展示場</u>			
略		略			
<u>高松市総合体育館</u>	略	<u>高松市総合体育館第1</u>	略		

	略	
略		

	競技場	
	高松市総合体育館第2	高松市福岡町4丁目36番1号
	競技場	
	略	
略		